

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和 2 年 7 月 1 6 日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>幸手市は、日光街道の宿場町として栄えたことから、旧宿場町を中心に市街地が発達し、それに並行する国道 4 号線に商業施設が集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>主な公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーが挙げられる。鉄道は、東武鉄道日光線が通っており、市内の幸手駅と隣町の杉戸高野台駅が最寄り駅となっている。路線バスは、五霞町役場—幸手駅線、辰堂—幸手駅線、久喜駅東口—青葉団地中央—幸手駅西口線、幸手駅—幸手団地—杉戸高野台駅線、幸手駅—日本保健医療大学幸手北キャンパス—杉戸高野台駅線、幸手駅—日本保健医療大学幸手南キャンパス—杉戸高野台駅線、杉戸高野台駅—幸手団地線、東武動物公園駅—吉田橋—境車庫線、東武動物公園駅—吉田橋線、東鷲宮駅—幸手市コミュニティセンター線がある。</p> <p>市では市内循環バスを平成 8 年 1 月から運行していたが、平成 2 8 年 3 月をもって廃止となった。</p> <p>日常の移動手段としては、マイカーや家族間送迎の依存が高い。しかし、マイカーを利用できない者や単身世帯の者、免許証返納者も増えてきている。</p> <p>幸手市の高齢化率は、令和 2 年 6 月 3 0 日時点で 3 4. 5 % となっており、高齢者を中心とした移動困難者のため、通院や買い物等の日常生活を支える公共交通の確保が求められていることから、デマンド交通の運行を行う。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
年間利用者数	
令和 3 年度（令和 2 年 1 0 月～令和 3 年 9 月）	7, 7 3 5 人
令和 4 年度（令和 3 年 1 0 月～令和 4 年 9 月）	8, 0 4 4 人
令和 5 年度（令和 4 年 1 0 月～令和 5 年 9 月）	8, 3 6 5 人
(2) 事業の効果	
<p>市全域において、高齢者を中心とした移動困難者の通院や買い物等の日常生活を支える移動手段が確保される。また、既存の路線バスや鉄道との接続により、公共交通の利便性が向上する。</p>	

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
利便性を高め、利用者増を図るため、運行内容やオペレーション等の改善・見直しについて検討する。(市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
幸手市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
未定
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 26 年度

- 第 1 回 平成 27 年 1 月 15 日 (1) デマンド交通の導入について
第 2 回 平成 27 年 2 月 20 日 (1) デマンド交通の導入について

平成 27 年度

- 第 1 回 平成 27 年 6 月 18 日 (1) デマンド交通運行管理業務受託業者の報告について
(2) デマンド交通目的地設定について
(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
※原案のとおり承認された
第 2 回 平成 28 年 2 月 17 日 (1) デマンド交通運行状況及びアンケート結果について
(2) デマンド交通の目的地追加について
(3) デマンド交通の本運行について

平成 28 年度

- 第 1 回 平成 28 年 6 月 22 日 (1) デマンド交通運行状況について
(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
※原案のとおり承認された

平成 29 年度

- 第 1 回 平成 29 年 6 月 22 日 (1) デマンド交通運行状況について
(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
※原案のとおり承認された

平成 30 年度

- 第 1 回 平成 30 年 6 月 21 日 (1) デマンド交通運行状況について
(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
※原案のとおり承認された

令和元年度

- 第 1 回 令和元年 6 月 19 日 (1) デマンド交通運行状況について
(2) デマンド交通の目的地追加について
(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について
※原案のとおり承認された
第 2 回 令和元年 8 月 30 日 (1) デマンド交通の運行内容見直し (案) について
第 3 回 令和元年 11 月 7 日 (1) デマンド交通の運行内容見直し (修正案) について

令和 2 年度

- 第 1 回 令和 2 年 7 月 16 日 (1) デマンド交通の運行状況について
(2) 市内公共交通利用者アンケート結果について
(3) 幸手市デマンド交通の運行期間延長について
(4) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について

21. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 市内の公共交通に関するアンケート調査を実施
 期 間：平成27年12月1日～平成28年1月15日
 対 象 者：市内20箇所の公共施設利用者、区長100名
 回収件数：279件
- (2) 市内の公共交通利用者アンケート調査を実施
 期 間：平成27年11月2日～令和2年6月30日
 対 象 者：デマンド交通利用者
 回収件数：88件

(1) で回収した意見をもとに地域公共交通会議にて協議を進め、幸手市デマンド交通運行計画に反映し平成28年4月より本運行を実施している。

また、(2) で回収した意見を予約システムの変更等に反映し、利便性の向上を図った。

22. 協議会メンバーの構成員

幸手市長又はその指名するもの	幸手市総合政策部長
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切(乗合)旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所
幸手警察署長又はその指名する者	幸手警察署
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長、埼玉県企画財政部交通政策課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 幸手市市民生活部市民協働課

(氏 名) 小林 昂司

(電 話) 0480-43-1111 内線 173

(e-mail) kyoudou@city.satte.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
埼玉県 幸手市	未定	(1) 幸手市デマンド		幸手市		往 km 復 km	294日	5,292回		区域運行	①	・権現堂バス停で補助対象地域間幹線バス系統五霞町役場～幸手駅線と接続 ・戸島・三田バス停で地域間幹線バス系統東武動物公園駅～境車庫線と接続 ・幸手団地バス停で地域間幹線バス系統幸手駅～杉戸高野台駅線と接続 ・西公園前バス停で地域間幹線バス系統東鷲宮駅～コミュニティセンター線と接続 ・幸手駅で鉄軌道路線東武日光線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	幸手市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,617
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
25,617	対象人口 × 120円 × 0.7 + 460万円	6,751,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)